

平成 29 年度第 4 回青森市健康福祉審議会高齢者福祉専門分科会 会議概要

開催日時 平成 29 年 11 月 8 日（水）14：00～15：15

開催場所 青森市福祉増進センター（しあわせプラザ） 3 階 中会議室

出席委員 村上 秀一委員、柿崎 智子委員、木村 隆次委員、児玉 寛子委員、
今 栄利子委員、鹿内 由記子委員、成田 浩司委員、庭山 英俊委員、
山内 了介委員 <<計 9 名>>

欠席委員 堀内 美穂委員、三浦 裕委員、安井 真木子委員、 <<計 3 名>>

事務局 福祉部長 能代谷 潤治、福祉部理事次長事務取扱 館山 新、
福祉部参事高齢者支援課長事務取扱 加福 拓志、
介護保険課長 門間 隆、保健部保健予防課長 小形 麻理、
浪岡事務所健康福祉課長 花田 清志、
保健部健康づくり推進課 副参事兼健康寿命対策室長 柴田 一史、
介護保険課副参事 出町 尚基、高齢者支援課副参事 樋口 正美、
介護保険課主幹 田澤 康治、介護保険課主幹 宮川 博之、
高齢者支援課主幹 柳谷 勝司、高齢者支援課主幹 斉藤 麻里
<<計 13 名>>

会議次第

- 1 開 会
- 2 福祉部長あいさつ
- 3 案 件
 - (1) 青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第 7 期計画素案（案）について
 - (2) 介護保険サービスの見込量等について
- 4 そ の 他
- 5 閉 会

案件（1）青森市高齢者福祉・介護保険事業計画 第7期計画素案（案）について

事務局から、資料1から資料4のとおり、青森市高齢者福祉・介護保険事業計画 第7期計画素案（案）について説明があった。

意見、質疑応答

○委員

資料1の3ページにあるNo.8の修正内容欄に記載している文末について、生活支援サービスの「検討」のみならず、「開発」も必要であるため、「検討及び開発を進めます。」として、「開発」という文言を加筆してほしい。

○事務局

ご意見のとおり修正する。

○委員

資料1の5ページにあるNo.12の修正内容欄に記載している内容について、関係者との連携のみならず、医療機関や薬局等を「活用」する必要があるため、「つどいの場等を活用し、関係者との連携を図ります。」として、「活用」という文言を加筆してほしい。

○事務局

ご意見のとおり修正する。

○委員

資料1の9ページにあるNo.1の項目について、現在、地域包括支援センター毎の地域では、移動手段に困っているものと考えているため、地域の移動手段を市が提案してほしい。

○事務局

総合事業の中で、地域の足も課題となっているので、それも含めて検討していくこととなる。

○委員

資料1の9ページにあるNo.2の項目について、医療・介護の連携に関する相談窓口は、記載のとおり回答となっているが、第一に地域包括支援センターに問い合わせをすることとして整理しているため、地域住民と介護支援専門員等が、地域包括支援センターに相談した上で、地域包括支援センターが医師会や市の基幹型地域包括支援センターへつないでいく必要がある。

○委員

資料 1 の 9 ページにある No. 3 の項目にあるボランティアポイント制度の財源に関して、対象者が 18 歳から 64 歳までの方は地域福祉に関する財源、65 歳以上の方は、介護保険事業特別会計を財源として運営するものと考え質問したものである。市の回答は介護保険事業特別会計のみの記載であるので疑問に思っていた。

ボランティアポイント制度は、現状、住民主体による通所型サービス B がカバーされていないため、今後、整理の上、検討を進めてほしい。

○委員

資料 4 の 60 ページ、61 ページに記載されている「養介護施設従業者等」という文言について、法に基づく用語では、「養介護施設従事者」であるため、確認の上、整理をいただきたい。

○事務局

法に基づく用語のとおり修正する。

また、いただいた委員意見を反映させたものを第 7 期計画の素案として決定させていただきたい。

委員意見を反映させることとして了承

案件(2) 介護保険サービスの見込量等について

事務局から、資料 5 のとおり、介護保険サービスの見込量等について説明があった。

意見、質疑応答

○委員

資料 5 の 3 ページについて、下から 3 行目の記載に「同様に、要支援 1, 2、要介護 2 から要介護 5 まで算出し合算します。」とある。また、資料 4 の 99 ページでは、新しい総合事業の構成が記載されているが、訪問介護の訪問型サービス B や通所介護の通所型サービス B について、どの程度の見込量となるか市で考えているのか。

○事務局

総合事業へ移行したサービスについては除いて見込んでいるため、あくまでも介護保険サービスの訪問介護という枠組みで積算している。

○委員

つまり、新しい総合事業の通所型サービス A や通所型サービス B などは、見込みに含まれていないということか。

○事務局

そのとおりである。

○委員

現在、ケアマネジャーは介護度の改善を目指しており、介護度が改善された際は、できる限りサロンに参加いただくという方向性で進めているため、新しい総合事業に移行していくサービスを見込みに含めてほしい。例えば、要支援 1、2 でデイサービスに通っている方の費用を単純計算すると、サロンに通うとすれば、年間一人 60 万円の費用が減少することになる。10 人で 600 万円、100 人で 6,000 万円が減少するため、このようなマネジメントをしていく必要があると考えている。これは、第 7 期計画の介護保険料には直接影響しないと思うが、第 8 期計画となる平成 33 年度の介護保険料へ影響するものと考えている。

また、国では介護度が改善した場合、保険者に交付金が交付されることが決まっているため、このことも勘案しながら計画策定に向けて進めてほしい。

○委員

新しい総合事業の通所型サービス A や通所型サービス B などと介護保険サービスの小規模多機能型居宅介護やミニ特養などは財源が違うため、効率よく双方をオーバーラップさせながら、進めていくことが重要である。

○委員

施設整備に関して、ミニ特養等の設置に異論はないが、資料 5 の 5 ページでは、特養の待機者が 132 人、6 ページでは、グループホームが 141 人いるという現状から、ミニ特養やグループホームを設置することとなっている。そこで、質問だが、施設整備数は、真にミニ特養等に入る必要がある方なのかなど、状態像のマッチングを行った結果を踏まえたものであるのか。

○事務局

この施設整備数については、特養やグループホームの待機者全てが入所するという意図ではない。

また、個々の状態像は勘案していないが、在宅で入所希望がある方を待機者として把握しており、入院している等の方は除いた数値となっている。

参考として、国の統計では、待機者全てが施設に入所するわけではなく、53.4%の方しか実質入所しないという結果となっている。このようなことを踏まえた整備数となっている。

○委員

加えて、要介護等の認定に係る審査や給付費の審査も進めていく必要がある。

○委員

今後、20年後を見据えた場合、施設等の整備は、介護保険料に全て跳ね返ってくるため、まずは、段階的に施設等を整備し、3年後に不足分を再検討していくなど、高齢者の状態や動向を見ながら整備を進めたほうがよいと考えている。

○事務局

待機者がいるという現状も無視できないため、必要な方は入所できる体制を整えたいと考えている。平成37年度になれば、さらに待機者も増加し整備が必要となると想定される。

○委員

サービス付き高齢者向け住宅と有料老人ホーム、ミニ特養等のバランスを考える際に、例えば、有料老人ホームでケアできるが、入居の費用がないためミニ特養に入居する方がいるとすれば、他市では、まず、施設整備を行うという考え方ではなく、一時的に入居に関する補助金を出す仕組みがあるので、こういった事例を参考としていただきたい。

必要な需給関係と状態像のマッチングをしていかなければ、今後、介護保険料として跳ね返っていくということを是非とも認識してほしい。

○委員

サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームの現状も把握しながら、施設等の整備を進めてほしい。

また、過不足のないサービス提供が必要となるため、ケアマネージャーの資質の向上も必要である。

委員意見を踏まえ検討することとして了承